

日立労基協だより

第15号

発行所
日立市幸町一丁目二十一番2号
社団法人日立労働基準協会
電話(0294)23-3431
E-mail:roukikyo@jsdi.or.jp
編集兼発行人 桜井 博

平成十九年度

日立地区安全衛生大会を開催

六月四日(月)、日立労働会館において、各企業の安全衛生管理責任者及び担当者二百四十名が参加され、平成十九年度の日立地区安全衛生大会が、日立労働基準監督署のご後援により盛大に開催されました。大会では冒頭に日立労働基準協会長による表彰式が行われ、別掲の安全衛生優良事業場賞二社と功績賞三名が表彰され、柴田会長と細谷署長より祝辞と大会のご挨拶をいただきました。続いて「全国安全週間実施要綱」について、日立労働基準監督署の原田第三方面主任から説明をいただき、また、「小規模事業所・派遣先事業所等への効率のよい健診のご案内」と題し、全日本労働福祉協会茨城健診センターの秋守参与から、パワーポイントを使用しての説明がありました。特別講演は、俳優・経営診断士・国際魅力学会理事長の肩書きを持つ片岡五郎氏により、「社内・社外でのハッピーコミュニケーション」と題した講演をいただきました。講演の中で、リーダーとしての責任の取り方やコミュニケーションの取り方を、事例や演技を交えてお話され、参加者は最後まで熱心に聴講されておりました。最後に安全宣言が採択され、大会は盛会のうちに終了いたしました。



表彰式



特別講演 片岡 五郎氏

平成十九年度

全国安全週間スローガン

「組織で進めるリスクの低減
今一度確認しよう安全職場」

受賞者紹介

- 一 安全衛生優良事業場賞
 - ・ 常陽電機工業(株)
 - ・ 大石産業(株)パルプモウルド関東工場
- 二 功労者表彰
 - ・ 木村 武夫
 - ・ (株)AEパワーシステムズ国分事業所
 - ・ 小原 実
 - ・ 技能講習講師
 - ・ 佐久間 英二
 - ・ 技能講習講師

就任のご挨拶



(社)日立労働基準協会
会長 柴田 文弘

本年度より、前任者の野崎会長の後を受け継ぎ、当協会の会長を務めさせて頂くことになりましたので、紙面をお借りして、ご挨拶申し上げます。会員事業場の皆様には、平素より当協会の運営に際しまして、多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日立労働基準監督署のご指導と、会員皆様のご支援によりまして各種事業が順調に実施できておりますことを重ねて御礼申し上げます。さて、茨城県における労働災害の発生状況を見ますと平成十八年の死亡者は三十一人であり、戦後、統計を取り始めてからの最少数である昭和三十年と同水準となった一方、休業四日以上の方の被災者数は、三千六十三人であり、前年との比較では七十五人も増加となっており、三年連続の増加となっております。

また、日立労働基準監督管内における平成十八年の労働災害発生状況は、前年比で死亡災害は二件減少したものの、休業四日以上の方の被災者数は、十四件の増加となっております。

全体的に労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、ここ数年の下げ止まりが続いた状態から、近年は若干の増加傾向に転じております。これは、雇用形態が流動化している昨今、未熟練労働者に対する安全衛生教育が不十分であることや団塊世代の労働者が大量に退職していくことにより、安全衛生に関するノウハウが十分に継承されない等の要因が考えられます。

このような状況のもと、当協会が主催する講習会や特別教育の昨年度修了者数は、企業の景気回復による新入社員増加や、日立商工会議所への事務所移転により研修場所が整備されたことなどの好材料が重なり、過去五年間で最高の三千百四十一名となりました。会員事業場の安全衛生活動が活発化してきている事を感じると共に、当協会が果たすべき役割は非常に重要であると改めて認識しております。

引き続き関係官庁のご指導を賜りながら、当協会の運営に尽力する所存でありますので、会員事業場の皆様におかれましては、ご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが、会員事業場の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。

日立労働基準監督署 人事異動 新任職員紹介(平成一九年四月一日付)

第三方面主任監督官 原田賢治
土浦労働基準監督署から赴任してまいりました。遠距離通勤ですが、毎日、電車から海が見えるのが楽しみです。安全衛生担当として、労働災害防止に努力したいと思っておりますので、ご指導、ご協力のほど、よろしく願います。

業務課長 益子敏夫
茨城労働局総務部総務課より赴任してまいりました。日立署勤務は初めてですが、山のみどりや海の恵み豊かなこの地での勤務を楽しみにしております。業務担当でありますので、会員及び地域の皆様を利用しやすい監督署を目指してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願います。

労災課長 梶山美智子
茨城労働局労働基準部労災補償課から転任して参りました。日立署に勤務するのは初めてで、こちらの豊かな自然や土地柄にふれることを楽しみにしております。労災保険制度を通じて業務上や通勤上で負傷された皆様、また不幸にもお亡くなりになられた方のご遺族の皆様の一助となるべく努力して参りますのでよろしく願います。

労災課補償係長 子安康雄
土浦労働基準監督署労災課より赴任してまいりました。日立労働基準監督署勤務は平成十三年度に労災課での勤務以来、六年ぶりとなります。久しぶりの勤務であり、また、署内のレイアウトも変わっており、初めての勤務先という気分で仕事をさせていただきました。今回も皆様方のご御協力を得ながら労災補償業務に取り組んで行きたいと思っております。どうぞよろしく願っています。

労災課厚生労働事務官 益子良介
龍ヶ崎監督署より異動してまいりました。日立監督署での勤務は初めてであり、労働保険関係を担当いたします。初めての担当係ですが、微力ながらも皆様のお役に立てるよう努力して参りますので、よろしく願います。





受賞者 代表謝辞

平成十九年度(社)日立労働基準協会長による優良従業員表彰式が、五月十八日(金)ホテル日航日立において執り行われました。
 協会役員をはじめ、ご来賓の細谷日立労働基準監督署長様のご臨席の中、野崎会長より受賞者一人ひとりに表彰状と記念品が手交され、優良従業員としての栄誉を表されました。
 ご来賓の細谷署長よりご祝辞をいただき、最後に受賞者を代表して日立電線(株)日高工場の池田修さんから謝辞が述べられ、表彰式は滞りなく終了いたしました。
 今年度受賞されました方々は下記のとおりです。

平成十九年度
 優良従業員表彰式を挙行

受賞者紹介

氏名	事業場	氏名	事業場
池田 修	日立電線(株)日高工場	小沼 真彦	A E 機器エンジニアリング(株)
益子 義広	日立電線(株)日高工場豊浦分工場	蛭田 正之	(株)岡部工務店
益子 良三	日立セメント(株)	吉澤 秀吉	日鉱金属(株)日立工場
財津 徹夫	佐々木興業(株)	高橋 時男	日鉱金属(株)日立工場
大嶋 洋	日立土木(株)	原田 雄二	日鉱環境(株)
小林 英文	日立地区通運(株)	水木 勝	(株)ニッター
橋本 吉則	(有)鈴木工業所	根本 美徳	(株)中村自工深川製作所
斉藤 弘明	(株)ジーエス茨城製作所	増子 典義	日立設備エンジニアリング(株)
高倉 功	東京発電(株)茨城事業所	菅谷 光男	清和工業(株)日立営業所
碓井 勝美	(株)徳伸工業	田村 洋次	(株)日立茨城テクニカルサービス
柿崎 重也	(株)カドワキ	千葉 達也	ムサシノガイギー(株)
菊池 和仁	高萩大建工業(株)	村上 孝雄	S M K(株)ひたち事業所
栗原 功	(株)秋山工務店	照沼 一夫	神峯クリーンサービス(株)
鈴木 勉	(株)秋山工務店	鈴木 茂	日鉱金属(株)磯原工場
棚谷 淳子	日興建設(株)	鈴木すみ子	森六プレジジョン(株)
宮原 晴一	(株)ユーメック	関根 正男	茨城電機工業(株)
神永 康行	常陽電機工業(株)	金森 久雄	リコープリンティングシステムズ(株)
橋内 正雄	日本ケミコン(株)高萩工場	飯嶋 貢治	(株)日立工業所
大内 育夫	(株)日立製作所日立事業所	小澤 良治	(株)コーヨー
加藤 哲弥	(株)日立製作所日立事業所	本田 直美	ユニマテック(株)
菊地 勝久	(株)日立製作所日立事業所	田所 広行	(株)亀屋工業所
木村 功	(株)田代工業所	石川 貞輝	日立電線ファインテック(株)
田所 安司	(財)関東電気保安協会日立事業所	飛田 禮治	(株)友工社日立事業所
河野 秋男	(株)新和製作所	藤田 寿昌	泉商事(株)第一工場
岡部 忠	(株)日立産機システム	今井 修一	(株)アイメタルテクノロジー北茨城部品工場
和田 明	マックスファスニングシステムズ(株)	外岡 文雄	日立電線メクテック(株)M E C 事業部
大久保利勝	共和運輸(株)	櫻尾 淳三	(株)根本製作所
加藤 勝子	東邦殖産工業(株)	和田 光市	日立電線(株)電線工場
大久保治雄	(株)日本A E パワーシステムズ園分事業所	連沼 直人	日立電線(株)高砂工場
宮崎 昌三	(株)武蔵野化学研究所磯原工場	高橋 亘	(株)日立製作所情報制御システム事業部
近藤 周幸	(株)小林製作所	小沢 國男	(株)日立製作所情報制御システム事業部
村山 茂信	(株)日立エレクトリックシステムズ	海老澤 進	日立化成工業(株)山崎事業所
鈴木 浩之	極東製薬工業(株)高萩工場	片寄 徹	日立アプライアンス(株)多賀事業所
町田 勇	日立原町電子工業(株)	遠藤 正和	日立アプライアンス(株)多賀事業所
伏見 富男	(株)八幡鉄工所	関谷 英雄	日立製線(株)
三浦 宏二	多賀土木(株)	石崎 健	日立市企業局

平成19年度 定期総会を開催



来賓祝辞 尾平労働基準部長

平成19年度(社)日立労働基準協会の定期総会が、5月18日(金)午後4時から、ホテル日航日立において開催されました。
 はじめに坪和副会長が議長に選出され、続いて議事録署名人に松山理事と森理事が選出され議案の審議に入りました。
 議案の平成18年度事業・収支決算報告、平成19年度事業計画案・予算案並びに役員改選が提案され、審議の上原案通り可決されました。
 なお、今回の役員改選により会長が交代になり野崎恭敬氏が退任、柴田文弘氏が就任され、それぞれからご挨拶をいただきました。
 出席者は理事・監事27名、会員50名、委任状376名 合計453名でした。
 ご来賓として、茨城労働局労働基準部長の尾平公悦様、日立労働基準監督署長の細谷克様、日立市産業経済部次長の佐藤真理男様にご臨席を賜り、ご祝辞をいただきました。

平成18年度 収支決算報告

収入の部 (単位:円)			支出の部 (単位:円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
事業活動収入	37,195,000	39,302,875	事業活動支出	38,295,000	39,745,792
投資活動収入	4,000,000	3,779,958	投資活動支出	2,700,000	2,118,222
財務活動収入	0	0	財務活動支出	0	0
			予備費支出	200,000	0
収入合計	41,195,000	43,082,833	支出合計	41,195,000	41,864,014

次期繰越収支差額 (前期繰越収支差額 5,902,125円 + 当期収支差額1,218,819円) 7,120,944円

会員の状況		
会員数	平成18年3月31日現在	622社
	新規加入	4社
	退会	14社
	平成19年3月31日現在	612社

協会新役員紹介

役職	氏名	会社名
役員	柴田文弘	(株)日立製作所日立事業所
副会長	堀越康久	(株)日立製作所日立事業所
理事	坪和久生	(株)日立製作所情報制御システム事業部
理事	百目鬼孝一	高秋大建工業(株)
理事	河野隆史	日立製作所工業協同組合
理事	長原隆志	(株)日立製作所日立事業所
理事	廣田志	(株)日本AEハワーステムス国分事業所
理事	石川政彦	日立アプライアンス(株)多賀事業所
理事	富岡宏	日立電線(株)電線工場
理事	大津亮	日立化成工業(株)山崎事業所
理事	山内正	日立セメント(株)
理事	山崎良	日立電線(株)高砂工場
理事	山崎清	日立設備エンジニアリング(株)
理事	山崎雅	日立物流東日本営業本部
理事	山崎新	日立電鉄(株)
理事	山崎弘	日立埋頭(株)
理事	山崎一	東京電力(株)日立営業センター
理事	山崎一	多賀土木(株)
理事	山崎一	日立土木(株)
理事	山崎一	赤津木材工業(株)
理事	山崎一	(株)常陽銀行日立支店
理事	山崎一	(株)サンテスター本部
理事	山崎一	日立鉄工協同組合
理事	山崎一	久慈鉄工協同組合
理事	山崎一	(株)武蔵野化学研究所磯原工場
理事	山崎一	(株)ジーエス茨城製作所
理事	山崎一	日鉱金属(株)磯原工場
理事	山崎一	日本ケミコン(株)高秋工場
理事	山崎一	アステラスファーマケミカル(株)
理事	山崎一	(株)サンライズコントロールクラブ
理事	山崎一	社団法人日立労働基準協会
理事	山崎一	(株)日立エンジニアリングアンドサービス
理事	山崎一	(株)秋山工務店
理事	山崎一	茨城電機工業(株)

監督署からのお知らせ(5～7面)

労働基準法、最低賃金法改正法案、労働契約法案が国会に

「労働基準法の一部を改正する法律案」、「最低賃金法の一部を改正する法律案」および「労働契約法案」が閣議決定され、国会に提出されました。

労働基準法改正案は、長時間労働者の割合の高止まり等に対応するため、労働時間制度の見直し等所要の改正を行うものです。

具体的には、法定労働時間を超える労働に係る労使協定(36協定)による労働時間の延長を適正なものとするために、厚生労働大臣が定める基準で定めることができる事項に割増賃金の率を加えることとされました。

時間外労働の割増賃金の率は現行で25%以上ですが、改正案では 1ヵ月80時間超えの分の割増率を50%以上とし(法的措置)、 45時間超えでは、労使で割増率を引上げるよう努める(努力義務)ことを提案、これにより長時間労働の抑制が図られることを期待するものです。(引き上げ分となる80時間超えの割増賃金の支払いに代えて、年次有給休暇とは別の有給とする休暇の付与で可能とする予定です。)

なお、の50%以上とする割増率の法的措置は、中小事業主(資本金の額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とするものは5千万円、卸売業を主たる事業とするものは1億円)以下である事業主およびその常時使用する労働者数が300人(小売業は50人、卸売業またはサービス業は100人)以下の事業主)については、当分の間、適用を猶予し、施行後3年経過後に検討するとされています。

また、年次有給休暇について、日単位での取得とされていたものを子の通院等の事由などに対応し、労使協定により5日分は時間単位での年休取得を可能とするよう改正される予定です。

最低賃金法改正案は、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障とする安全網として十分に機能させるため、生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化し、また罰金の上限額の見直しを行うものです。一方、産業別最低賃金を関係労使の申し出により決定するものと位置付け、最低賃金法の罰則の適用をしないものとするよう提案されています。

なお、派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されるよう整理することとしています。

さらに、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、個別の労働者および使用者の労働関係が良好とする目的で**労働契約法案**が国会に提出されました。労働契約の締結、変更、継続、終了、有期労働契約など、労働契約の基本的ルールを示すものです。

以上について、法案成立後、内容の周知を図ることにしています。

長時間労働者の割合の高止まり等に対応するため、労働基準法改正案が国会に提出されましたが、全国の過重労働による脳・心臓疾患発症の労災申請件数をみると年々増加しています。

過重労働による健康障害の防止のためには時間外・休日労働時間の削減が第一であり、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、産業医等による面接指導を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。

平成18年4月1日に施行された改正労働安全衛生法により、週40時間を超える労働が1ヵ月当たり100時間を超え、当該労働者からの申し出等により疲労の蓄積が認められるときは医師による面接指導が義務付けられ、1ヵ月80時間を超える場合については、その実施に努めなければならないとされています。また、猶予されていた常時50人未満の労働者を使用する事業場も平成20年4月から適用されます。引き続き、時間外・休日労働時間の削減と過重労働による健康障害防止対策に努められますようお願いいたします。

最後に、政府の「成長力底上げ戦略(基本構想)」における「中小企業底上げ戦略」の中で、最低賃金制度の充実が取り上げられています。現在、茨城県の地域別最低賃金額は1時間655円、また、業種に応じ産業別最低賃金額が定められていることはご承知のことと思いますが、最低賃金の遵守についても重ねてお願いいたします。



日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況について

労働災害発生状況

平成19年5月末現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の災害	死亡災害	休業4日以上の災害
製造業	6 (+5)	335 (+11)	2 (+2)	21 (-8)
建設業	1 (-2)	135 (+6)	0 (±0)	11 (+1)
運輸・貨物業	2 (+2)	150 (-12)	0 (±0)	10 (-4)
その他の業種	2 (-7)	352 (-37)	0 (±0)	22 (-4)
合計	11 (-2)	972 (-32)	2 (+2)	64 (-15)

()内は前年同期との差

交通労働災害発生状況

平成19年5月末現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の災害	死亡災害	休業4日以上の災害
製造業	1 (+1)	2 (-3)	1 (+1)	1 (±0)
建設業	0 (-1)	2 (-1)	0 (±0)	0 (±0)
運輸・貨物業	2 (+2)	20 (+3)	0 (±0)	2 (+1)
その他の業種	1 (-1)	46 (-2)	0 (±0)	4 (+1)
合計	4 (+1)	70 (-3)	1 (+1)	7 (+2)

()内は前年同期との差

派遣労働者に対する特殊健康診断の実施について

Q 当社では、派遣労働者を受け入れており、日常的に有機溶剤業務やアーク溶接作業等を行わせています。各種健康診断は、派遣会社に任せており、特段の管理をしていませんが、法的に問題ないでしょうか？

A 労働基準法や労働安全衛生法では、大部分の各種措置義務を、労働者と直接雇用関係にある使用者や事業者にかかっています。そこで、本件のような派遣労働の場合、受入企業（派遣先）と派遣労働者の間には、雇用関係がないことから、受入企業には、労働基準法若しくは労働安全衛生法等について特段の法的義務はないのではないかと、有害業務に係る特殊健康診断を含め労務管理は全て派遣会社に任せておけばいいのではないかと、思われかも知れません。

しかし、派遣労働者は、受入企業で、受入企業の担当者の指示のもとに就労するのが一般的であり、派遣会社においては、作業実態に応じてきめ細かな対応を行うことが困難となるのが実情です。そこで、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という）では、労働基準法、労働安全衛生法等の一部については、受入企業を派遣労働者の使用者、事業者とみなし、受入企業側にその措置義務を課す旨を定めております。これは、労働者派遣法第44条から47条の2に規定されており、「労働基準法等の適用に関する特例」とされています。この特例により、本題に掲げた有害業務に係る特殊健康診断については、その実施義務が、派遣会社ではなく、受入企業側に課せられることとなります。自社の労働者に対する有機溶剤健康診断、じん肺健康診断等は漏れなく実施していても、派遣労働者に関しては、受診対象になっていないケースが見受けられますので、改めてご留意いただくようお願いいたします。なお、雇入時や定期的な一般健康診断等については、特例適用とはならず、原則どおり、派遣会社が実施することになります。

リスクアセスメントの自主点検表をご活用下さい！

平成18年4月より、労働安全衛生法第28条の2に基づき、安全管理者を選任しなければならない業種について、リスクアセスメントの導入が義務づけられました。

今回はリスクアセスメント自主点検表のモデルを紹介します。

既にリスクアセスメントを導入している事業場は下記の自主点検表を活用して下さい。

まだ導入されていない事業場は早急に導入を進めるようお願いいたします。

リスクアセスメント自主点検表

当自主点検は、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(リスクアセスメント指針)に適合しているかどうかを確認し、今後の改善に役立てて頂くものです。(以下、リスクアセスメントをRAといいます。)

1 実施体制

- (1)事業場のトップ(工場長等)は、RAの実施について統括していますか。
a している b していない
- (2)安全管理者・衛生管理者等は、RA実施の全体手順の推進及び管理をしていますか。
a している b していない
- (3)職長等は、RA対象事案の選定及びRAの実施に当たっていますか。
a 当たっている b 当たっていない

2 実施期間

- (1)RAを実施する時期は、`設備・原材料・作業方法等の採用・変更時、或いは建築物の設置・移転・解体時等`であることが定められていますか。
a 定められている b 定められていない
- (2)RAは、設備等の経年損傷等を考慮して`定期的`に行なうことも定められていますか。
a 定められている b 定められていない

3 対象の選定

- RAの実施対象は、`危険・有害性が予測されるもの`、`災害が発生し、これまでの対策に問題が認められるもの`等と定められていますか。
a 定められている b 定められていない

4 情報の入手

- (1)RAに際し、`作業手順書・機械仕様書・化学物質等安全衛生データシート・作業環境測定結果・災害統計`等の情報を入手していますか。
a 入手している b 入手していない
- (2)新規機械等、必要な情報が入手できない場合は、メーカー等相手方から入手することとしていますか。
a 入手することとしている b 入手することとしていない

5 危険性又は有害性の特定

- RAは、当該危険・有害性の分野(機械の危険、爆発・腐食等の危険、不適正行動の危険等、及び原料の有害性、ガス・発じんの有害性、不適正行動の有害性等)を考慮のうえ行なうこととしていますか。
a 考慮している b 考慮していない

6 危険・有害性の大きさの見積もり

- RAにおいては、当該作業等において予想される負傷・疾病の重篤度と、発生可能性の程度との両方を組み合わせて、危険・有害性の大きさを見積もっていますか。
a 組み合わせて見積もっている b 組み合わせて見積もっていない

7 記録

- RAを実施した場合は、`対象とした機械・作業等、特定した危険・有害性、見積もった危険・有害性の大きさ、対策実施の優先度、実施した対策の内容`を記録していますか。
a 記録している b 記録していない

ハローワークからのお知らせ

雇用保険法が変わります！

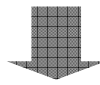
～雇用保険被保険者のみなさまへ～

1 雇用保険の受給資格要件が変わります

これまでの週所定労働時間による被保険者区分(短時間労働者以外の一般被保険者/短時間被保険者)をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

【旧】

- ・短時間労働者以外の一般被保険者
6月(各月14日以上)
- ・短時間労働被保険者(週所定労働時間20～30時間)
12月(各月11日以上)



【新】

雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、**12月(各月11日以上)**の被保険者期間が必要。

倒産・解雇等により離職された方(注)は、6月(各月11日以上)が必要。

2 育児休業給付の給付率が50%に上がります

給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

【旧】休業期間中 30% + 職場復帰後6か月 10%



【新】休業期間中 30% + 職場復帰後6か月 **20%**

育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます。(平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に適用)。

3 教育訓練給付の要件・内容が変わります

本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。

また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

【旧】被保険者期間3年以上5年未満 20% (上限10万円)
被保険者期間5年以上 40% (上限20万円)



【新】被保険者期間 **3年以上** 20% (上限10万円)
(初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能)

(注)詳しい条件等は、ハローワーク日立にお問合せください。
日立公共職業安定所(ハローワーク日立)電話0294(21)6441 雇用保険課

県北地域産業保健センターからのお知らせ

中小企業に働く労働者のために 医師による健康相談・指導を行ないます

茨城県北地域産業保健センターでは労働安全衛生法第19条2項(国の援助)により日立労働基準協会管内の中小企業に働く労働者のために産業医による健康相談や指導とともに長時間働く労働者のメンタルヘルス相談を無料で実施しております。

1. 法定健康診断の事後指導

申し込みに → 一般健康診断・特殊健康診断終了後の健康相談・指導を産業医が行ないます。
による指導

契約による → 事業主との契約により毎年自動的に健康相談・指導を産業医が行ないます。
指導

職場巡視 → 申し込みにより職場巡視・作業環境測定など産業医を派遣して行ないます。

2. 相談窓口の開設

認定産業医 → 労働者50人以上の大企業は労働安全衛生法第13条により産業医を選任しなければなりません。
の情報 そのために認定産業医の名簿情報を提供します。

健康相談 → 事業主または労働者個々の健康相談や作業環境の相談を行ないます。

サテライト → 認定産業医が開設している診療所にて随時健康相談を行ないます。
相談窓口

異動相談窓口 → 産業祭などイベント会場に移動して相談窓口を開設し健康相談を行ないます。

3. 長時間労働者への面接指導

予約制 → 労働安全衛生法により時間外・休日労働が長時間になり労働者個人より疲労が蓄積したむね申し出があった場合、医師による面接指導を受けなければなりません。
そのため産業医による面接指導を予約制により行ないます。

メンタルヘルス → 過重労働によるメンタルヘルスの相談を予約制により産業医が行ないます。
の相談

4. 休日・夜間の相談窓口の開設

休日相談 → 毎月第1～第4日曜日の午前11時～12時まで電話による相談窓口を開設しております。

夜間相談 → 毎月第1～第4水曜日の午後5時～7時まで電話による相談窓口を開設しております。

電話番号 → 0294(33)0058

5. 茨城県北地域産業保健センターへの連絡

所在地 〒316-0004
日立市東多賀町5丁目1-1
(財)日立メディカルセンター事業部別館2階

名称 茨城県北地域産業保健センター

電話 0294(33)0058

FAX 0294(36)3508

平成19年度事業計画(協会行事)

月	行 事	場 所 ・ 他
5月	優良従業員表彰式 (18日)	ホテル日航日立
"	役員会 (18日)	"
"	定期総会 (18日)	"
6月	日立地区安全衛生大会 (4日)	日立労働会館
"	日立労基協だより第15号発行	
9月	全国労働衛生週間説明会 (5日)	日立労働会館
"	労働条件実務担当者講習会 (11日)	日時・場所 後報
11月	安全衛生研修会 (工場見学・特別講演他) (22日)	日時・場所 後報
"	安全衛生実務担当者講習会 (16日)	詳細後報
1月	第2回役員会 (25日)	ホテル天地閣
1月	日立労基協だより第16号発行	
そ の 他 の 行 事		
7月	全国安全週間	
9月	免許(学科)出張試験 (9日)	水戸 茨城大学
10月	茨城県産業安全衛生大会 (3日)	ホテルレイクビュー水戸
10月	全国労働衛生週間	
11月	全国産業安全衛生大会 (7日~9日)	開催地 神戸
12月 1月	年末年始無災害運動	

今後の講習・教育等開催案内(8月以降)

	種 別	開 催 日
技 能 講 習	玉掛け	8/2~4 10/4~6 11/1~3 1/31~2/2
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	8/8~9 1/9~10
	有機溶剤作業主任者	8/22~23 11/13~14 2/6~7
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	10/16~18 12/4~6 2/19~21
	ガス溶接	9/14~15 2/29~3/1
	フォークリフト運転(学科)	9/19 11/20 1/22
特 別 教 育	アーク溶接	10/12~13
	クレーン運転	10/19~20
	研削といし	3/7~8
	プレス・シャー	12/14~15
	電気(低圧)取扱業務	9/7~8
講習会	職長教育	9/26~27 11/27~28 1/16~17 3/12~13

1. 学科の会場は原則として日立商工会議所会館です。
2. 開催日は講師及び会場の都合等により変更になることもありますので、各種目毎の開催案内にてご確認下さい。